

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を廃止し、新たに統合保育園を建設するに当たり、乳幼児期から地元木材の温かさや優しさに触れ体感することで感受性を育むとともに、脱炭素社会実現への貢献と地域林業・木材産業の発展に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者等）

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、社会福祉法人、日本赤十字社及び公益社団法人又は公益財団法人のほか、市長が認めた法人格を有する者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育園の建設に当たり、村上市産材を利用する木造木質化事業とする。ただし、本事業と同等の目的で県産材や地域材を対象とする他の補助事業の補助金の交付対象となっているものは、補助の対象としないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業経費の10分の10以内とし、8,000万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書、位置図、建物の配置図、平面図及び立面図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（事前着手）

第6条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、村上市統合保育園木造木質化推進事業事前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、取下げを承認するときは村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金取下承認通知書(様式第5号)により、交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 交付決定者は、補助金交付決定後の事業の変更により申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(中止等の承認申請等)

第10条 交付決定者は、事業内容に中止又は廃止(以下「中止等」という。)が生じたときは、速やかに村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止申請書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、中止等を承認するときは村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止承認通知書(様式第9号)により、交付決定者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して15日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに村上市統合保育園木造木質化推進事業実績報告書(様式第10号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合することを認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び概算払)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、市長に対し、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付請求書(様式第12号)により補助金の交付請求を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金の概算払をすることができる。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を請求するときは、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金概算交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の限度）

第14条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の規定により定められた期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金交付の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付額確定を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を第3条に規定する補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 補助金交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付決定者に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について交付決定者に返還を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による返還の請求については、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金返還命令書（様式第14号）により行うものとする。

（必要な指示等）

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 村上市長

(申請者署名又は記名押印)

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請書

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度
施設の名称	
補助事業の目的及び内容	
対象事業内容	市産材使用量 m ³
事業期間	着手(予定) 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
補助金交付申請額	円
添付書類	1 申請額算出内訳書(別紙1) 2 収支予算書(見込書) 3 その他市長が必要と認める書類

別紙1 (様式第1号関係)

申請額算出内訳書

施設の種類 :

施設の名称

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄附金及びその 他収入額 B	差引額 C (= A - B)	対象経費の支 出予定額 D (\leq A)	選定額 E	交付基礎額 F	交付申請額 G

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに作成すること。
- (2) E欄は、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (小数点以下切捨て)。
- (3) G欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (千円未満切捨て)。

年 月 日

(宛先) 村上市長

所在地
名 称
代表者

村上市統合保育園木造木質化推進事業事前着手届

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金について、下記のとおり交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。

なお、本件に係る交付決定がなされなかった場合において、異議は申し立てません。

記

1 施設の名称

2 事前着手の理由

3 着手及び完了予定年月日

着 手 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

4 その他

様式第3号(第7条関係)

第 年 月 日

所在地
法人名
代表者名 様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内容について、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げたいので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金取下承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付の取下げについて、承認しますので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

（宛先）村上市長

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金について、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 施設の名称

2 変更の内容

既交付決定額 円

変更額 円

変更後の補助金交付申請額 円

変更後の対象事業内容 市産材使用量 m³

変更後の事業期間 自 年 月 日 至 年 月 日

3 添付資料

（1）変更申請額算出内訳書（別紙1）

（2）その他市長が必要と認める書類

別紙1 (様式第6号関係)

変更申請額算出内訳書

施設の種類 :

施設の名称 :

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄附金及びその 他収入額 B	差引額 C (= A-B)	対象経費の支 出予定額 D (\leq A)	選定額 E	交付基礎額 F	交付申請額 G

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに作成すること。
- (2) E欄は、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (小数点以下切捨て)。
- (3) G欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (千円未満切捨て)。

第 年 月 日 号

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金の変更交付申請について、下記のとおり決定しましたので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 変更内容

3 変更後の補助金交付決定額 円

4 変更後の補助金の交付条件

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金に係る補助事業内容について、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり（中止・廃止）を申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 添付資料

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の（中止・廃止）申請について承認
しますので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規
定により通知します。

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金に係る補助事業について、下記のとおり実施したので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、報告します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|----------|-------|---|-------|
| 1 | 施設の名称 | | | | |
| 2 | 事業期間 | 自 | 年 月 日 | 至 | 年 月 日 |
| 3 | 事業完了年月日 | | | | |
| 4 | 費用の内訳 | 総事業費 | | | 円 |
| | | うち、国県補助金 | | | 円 |
| | | うち、市補助金 | | | 円 |
| | | うち、施設負担分 | | | 円 |

添付書類

- 1 精算額内訳書（別紙1）
- 2 工事（委託）契約金額報告書（別紙2）
- 3 その他市長が必要と認める書類

別紙1 (様式第10号関係)

精 算 額 内 訳 書

施設の種類 :

施設の名称 :

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄附金及び その他収入 額B	差引額 C (= A - B)	対象経費の 支出予定額 D (≦ A)	選定額 E	交付基礎額 F	補助金交付 決定額 G	市補助確定 見込額 H	差引過不足額 I (= H - G)

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに作成すること。
- (2) E欄は、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (小数点以下切捨て)。
- (3) G欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること (千円未満切捨て)。

年 月 日

（宛先）村上市長

所在地
補助事業者 法人名
（発注者） 代表者名

所在地
受注者 会社名
代表者名

工事（委託）契約金額報告書

発注者 と受注者（受託者） は、木造木質化推進事業に係る契約等を次のとおり締結し施工しましたので、その他市長が必要と認める書類として、下記のとおり報告します。

記

件名	契約年月日	契約金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

第 号
年 月 日

(補助事業者)

所在地

法人名

代表者名

様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、実績報告書を審査した結果、適正と認め、下記のとおり補助金額を確定しましたので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

確定の内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額のとおり <input type="checkbox"/> 修正
補助金交付確定額	円

様式第 12 号 (第 13 条関係)

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付請求書

請 求 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金として

	内 訳								
	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
補助金交付決定額									
交 付 済 額									
今 回 請 求 額									
残 額									

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

記

年 月 日

所在地
法人名
代表者名

(宛先) 村上市長

金融機関名	(ふりがな)
支 店 名	(ふりがな)
預貯金種類	普通 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 (法人名)	(ふりがな)

※この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

年 月 日

（宛先）村上市長

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金概算交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 施設の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払済金額 円
- 4 今回概算払請求額 円
- 5 差引交付残額 円
- 6 概算払を必要とする理由
- 7 添付書類 工事前金支払申請書その他市長が必要と認める書類
- 8 補助金の振込先

金融機関名	(ふりがな)
支店名	(ふりがな)
預貯金種類	普通 当座
口座番号	
口座名義 (法人名)	(ふりがな)

※この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

第 号
年 月 日

（補助事業者）

所在地

法人名

代表者名

様

村上市長



村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、下記の理由により当該決定を取り消したので、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由